

須磨民商NEWS

「仕事と資金よこせの大運動を！」

「仕事が減って、年越しできるかどうかわからない」「月末の集金ができない。従業員に給料がだせない」—中小業者はかつて経験したことの無い事態を迎えています。年末資金を確保でききるかどうかはいつにもまして重要です。

私たち民商・全商連の運動で拡大させてきた【緊急保証・セーフティネット5号等】を積極的に活用して、民商と一緒に「仕事よこせ、資金よこせ」の大運動を一気に広めましょう！

須磨民商でも、融資の相談が相次いでいます。

緊急保証を利用するには何か必要か、制度融資を受けるまでの手続きや必要書類など、何でもご相談下さい。



「緊急保証」利用するには？

- 618業種が対象
- 最近3ヶ月の月平均売上高、平均売上純利益率または平均営業利益率が前年同期比で3%以上減少している事業者
- 一般保証とは別枠で、保証協会が100%保証します。
- 市区町村の認定が必要

◎今年も、年末調整・申告に関する書類が届きはじめました。

大切な書類です。きちんと保管しましょう。

◎結婚した・子どもが生まれた等、扶養家族の届け

◎生命保険・損害保険料控除等証明書

◎住宅ローン残高証明書

◎国民年金保険料の証明書

申告にあわてないように、医療費・国保料・介護保険料・労働保険料なども、日頃から整理しておきましょう！また、年金をもらっている方は、『年金の源泉徴収票』もお忘れなく。

無料法律相談 (定例：毎月第一水曜日)

1月7日(水) 須磨民商2F 18:00~19:00

※日程が変更になる場合があります。事前に予約をお願いいたします。